

# 検査結果事例集 総論

～監査品質の向上を目指して～

公認会計士・監査審査会  
会長 友杉 芳正

# 公認会計士・監査審査会の組織

- (1) **公認会計士・監査審査会** ⇒ 平成16(2004)年4月1日、金融庁に設置された合議制の行政機関。構成は、会長1名、委員9名(常勤委員1名、非常勤委員8名)の計10名。会長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。会長及び委員は、在任中、その意に反して罷免されない。
- (2) **事務局** ⇒ ①事務局長、②総務試験室、③審査検査室、で構成される。
- (3) **総務試験室** ⇒ ①公認会計士試験の実施、②公認会計士等の懲戒処分の調査審議、③事務局全体の総合調整
- (4) **審査検査室** ⇒ ①監査法人等の監査業務の運営状況に関する審査・日本公認会計士協会の事務の適正性についての審査、② 監査法人等及び外国監査法人等並びに日本公認会計士協会に対する検査。

# ● 金融庁の組織 ●

金融担当大臣  
副大臣 大臣政務官



長官

審判官

総務企画局

- 総括審議官 (2)
- 審議官 (4)
- 参事官 (10)

- 総務課
- 政策課
- 企画課
- 市場課
- 企業開示課

検査局

- 総務課
- 審査課
- 検査監理官

監督局

- 総務課
- 銀行第一課
- 銀行第二課
- 保険課
- 証券課

証券取引等  
監視委員会

委員長  
委員 (2)

事務局

- 次長 (2)

- 総務課
- 市場分析審査課
- 証券検査課
- 証券検査監理官
- 課徴金・開示検査課
- 特別調査課

公認会計士  
監査審査会

会長  
委員 (9)

事務局

- 総務試験室
- 審査検査室

# 21世紀の会計不正・粉飾の増加

- 2001年、**エンロン**破綻と**アーサーアンダーセン**会計事務所（2002年解散）
- 2004年、**カネボウ**粉飾と**中央青山監査法人**（2007年業務停止処分、解散）
- 2006年、**ライブドア**事件と**港陽監査法人**（2006年自主解散）
- 2011年、**大王製紙**と**有限責任監査法人トーマツ**、**オリンパス**と**有限責任あずさ監査法人**・**新日本有限責任監査法人**

● 企業不祥事の発生と監査対応の流れは、

① 「監査基準の改訂強化」から

② 「ピアレビュー(peer review)の導入」へ、

③ 「行政機関の検査・勧告・指示」へとなる。

● ①②「自主規制」+③「公的規制」=「総合監視規制」へ

# 公的監視規制

## ★ アメリカの直接方式

アメリカの「公開会社会計監督審査会」( **PCAOB** : Public Company Accounting Oversight Board ) は、「 **企業改革法 (SOX法)** 」に基づき、**2002年**に設立された非営利法人。SECが監督。エンロン事件が契機。 ⇒ ① 上場会社を監査する監査事務所の**登録**、② 監査基準、品質管理基準、倫理・独立性規則等の**策定**、③ 監査事務所に対する**検査** (inspection) (大手監査事務所は毎年、その他は、少なくとも3年に1回)、④ 監査事務所等に対する**調査** (investigation) 及び **懲戒処分** (登録の抹消や停止、制裁金(罰金)、改善勧告)、⑤ 企業改革法、PCAOB規則の**遵守の執行**

## ★ 日本の間接方式

日本では、西武鉄道事件、カネボウ事件などから、**公認会計士法**により、公益保持・投資者保護のため、**JICPAの品質管理レビューを前提**に、公認会計士監査の品質管理を強制的にチェックすることになった。 ⇒ **平成16(2004)年4月1日に、公認会計士・監査審査会 (Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board: CPAAOB)** が、金融庁に設置された。

# 監査監督機関

## (1) 公認会計士・監査審査会の 3つの役割業務

① 日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」に対する審査及び検査、 ② 公認会計士試験の実施、 ③ 公認会計士等に対する懲戒処分の調査・審議。 ⇒ 検査は、「日本公認会計士協会・個別監査事務所・その他の被監査会社」に対して実施可。 ⇒ 金融庁長官への行政処分の勧告も可。

## (2) 諸外国の監査監督機関 ⇒ 43か国

PCAOB(米国) Public Company Accounting Oversight Board

CPAB(カナダ) Canadian Public Accountability Board

POB(英国) Public Oversight Board

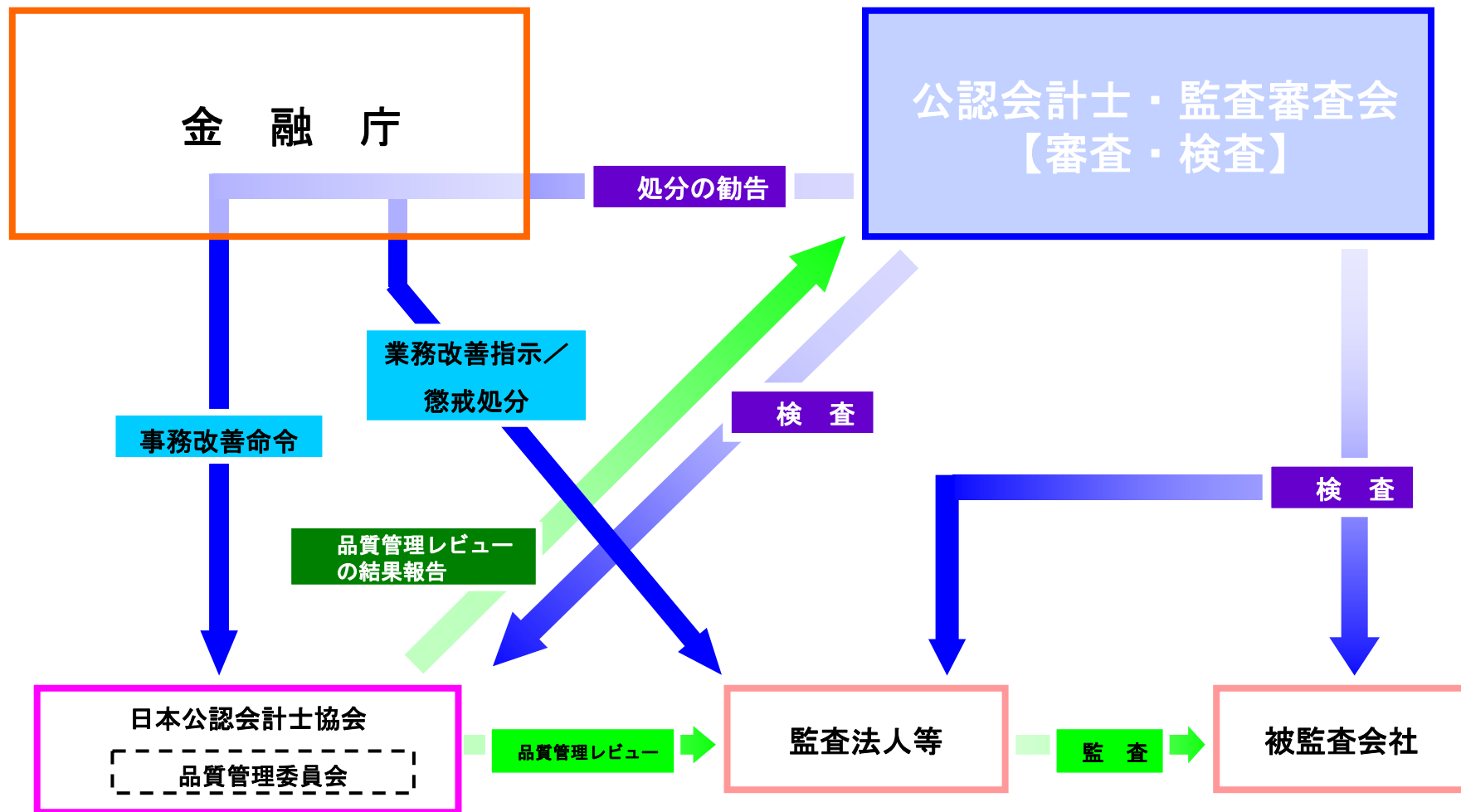
H3C(フランス) Haut Conseil du commissariat aux comptes 等

## (3) 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators) の開催

# 品質管理レビューに対する審査・検査

- (1) 日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」の実施を前提に、審査会の「審査・検査」が行われる補完形態。 → 「自主規制」の「私的コントロール」に対して、「公的規制」の「公的コントロール」が課せられる「二重チェック・システム」。
- (2) 審査会の職務権限は公認会計士法で規定 ⇒ 監査の公正性を確保するため、「報告・検査」は「公益又は投資者保護のため、必要かつ適当であると認めるとき」に、「検査権限」は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」とされ、「摘発性・批判性」ではなく「教導性・指導性」に重点。
- (3) 審査会の「審査・検査」の要点は5点である。  
監査法人等が表明した「監査意見」そのものの適否を見るのではないこと、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠した監査業務がなされているかを確認すること、日本公認会計士協会の「品質管理レビュー」の一層の機能向上を図ること、監査事務所の業務の適正な運営の確保を図ること、⑤「監査品質を高める」ことを目的とする。

# 「品質管理レビュー」に対する審査及び検査





# 審査・検査の基本指針・基本計画 (平成24年4月9日改定)

## (1) 基本指針の視点

- ① 公益的立場に立ち、監査の品質の確保・向上を図る、② 国際的動向への積極的対応を図る、③ 内外に対する情報発信を行う。

## (2) 基本指針の目標

- ① 協会の品質管理レビューの一層の機能向上
  - ② 監査事務所、外国監査法人等における監査業務の適正な運営の確保
- 

## (1) 大規模監査法人等への検査計画

- ① 監査対象上場会社企業100社以上、又は常勤監査実施者1000名以上は、原則実施、② 監査対象として、比較的多数の上場会社

## (2) 中小規模監査事務所への検査計画

- ① 監査契約の締結、業務管理態勢の整備等、② 品質管理レビュー後の改善への取り組み等の検証

# 改正要点

- ① **リスク・アプローチ** の導入により、監査法人、監査業務のリスクに応じたメリハリある検査の実施
- ② 検査結果通知後、「**報告徴収**」により、監査事務所の改善状況のフォローを実施 ⇒ 外国監査法人にも実施
- ③ 監査人と監査役との**コミュニケーション**の検査の実施 ⇒ 会社法397条(監査役等への通報)、会社計算規則127条4号(監査人の適正な職務遂行の確保)、同131条1号・3号(監査人は体制に関する事項の監査役への通知)、金融商品取引法193条の3(法令違反等事実の通知)
- ④ **監査人の交代、投資ファンド監査の実施、監査報酬依存度**の実態の把握
- ⑤ 原則、検査について全件、**検査モニター**を実施する。
- ⑥ 検査結果を踏まえて、審査会の検査官と協会レビュアーとの**意見交換**の実施、取引所・関係機関との**意見交換**の実施

# 審査・検査の実施状況、勧告

## 審査の実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	94	140	139	131	120	83	99	86

## 検査の実施状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数	2	12	13	11	5	7	9	9

## 金融庁長官への勧告

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
件数		4	3	5	1	1	1	2

※H20年度までは事務年度(7月～翌6月)、H21年からは会計年度(4月～翌3月)

# 報告徴収

平成20年度報告徴収	対象事務所	実施事務所
監査法人	52	17
個人事務所	79	20
平成21年度報告徴収		
監査法人	65	19
個人事務所	55	17
平成22年度報告徴収		
監査法人	41	16
個人事務所	42	16
平成23年度報告徴収		
監査法人	52	23
個人事務所	47	8

# 検査結果事例集

## (平成24年8月6日公表)

監査品質を高め、公益の確保、投資者保護の観点から、

- (1) 検査における主な指摘事例の公表
- (2) 監査事務所による自主的取り組みの促進
- (3) 市場関係者への説明会、情報発信の強化

★ 「品質管理編」の検査指摘の主な項目 ⇒ 8分類: ①業務管理体制、②職業倫理及び独立性、③契約の新規の締結及び更新、④採用、教育・訓練、評価及び選任、⑤監査調書、⑥監査業務に係る審査、⑦品質管理システムの監視、⑧共同監査 ⇒ 「検査における着眼点」「検査結果の概要」、「監査事務所に求められる対応」を記載した。

★ 「個別監査業務編」の検査指摘の主な項目 ⇒ 4分類: ①リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応、②会計上の見積りの監査、③財務報告に係る内部統制の監査、④その他の監査手続 ⇒ 「検査における着眼点」、「監査手続を実施する際の留意点」を記載した<sup>13</sup>

# 最近の不正の巧妙化と監査

- (1) シニアコミュニケーションの粉飾 ⇒ 信書開封罪 違反  
(公認会計士が投函した郵便を、間違っって投函したとして回収し、自社に都合のよい記載後、被監査会社の近くから投函)
- (2) FOIの粉飾 ⇒ 約118億円のうち、約115億円の粉飾。  
⇒ 公認会計士は、なぜ見抜けなかったのか? ⇒ 架空循環取引の不正発見は難しいと言われる。 ⇒ 株主代表訴訟へ
- (3) 林原(インターフェロンなど)の 30年間の粉飾 ⇒ 2011年会社更生法適用。 架空売掛金、簿外債務等の会計処理。  
会計監査人監査を受けず、監査役監査が機能していない。
- (4) オリンパスの巧妙な不正取引(FA報酬、のれんの減損等)の発見の困難性の増加 ⇒ 不正未発見に対する公認会計士監査への批判増加。 2012年6月から、監査基準の改訂作業開始。 新日本とあずさの各監査法人に対し業務改善命令。  
⇒ 職業的懐疑心の発揮 と 経済犯罪の罰則強化を!

# 会計監査人監査の未実施

- ① **大会社** (資本金5億円以上又は負債額200億円以上の株式会社)には会計監査人監査の実施義務(会社法328条、436条)
- ② 会計監査人未設置会社(推計500社程度) ⇒ 非上場会社: 会社法違反; 罰則は**過料100万円以下**(会社法976条)
- ③ 会計監査人の設置は登記事項(会社法911条) ⇒ 設置の有無は、**登記で確認可能**。
- ④ 日本公認会計士協会 → 全銀協(平成23年8月29日)に要請 ⇒ 金融機関は、与信先が大会社で会社法監査の対象となる場合、会計監査人設置の有無の確認に留意するよう要請
- ⑤ 金融機関による信用リスク管理上の問題 ⇒ 融資先の**税務申告書は入手しても、監査報告書の未入手**の事例
- ⑥ 金融庁検査局検査での確認 ⇒ 日本公認会計士協会の要請を、金融機関検査でも確認する方針を徹底(平成23年9月)。

# 循環取引不正と監査

(1) 「金融商品取引法における課徴金事例集」(平成24年7月)

証券取引等監視委員会事務局によれば、開示書類の虚偽記載等に対する課徴金の勧告事案が増加し、課徴金納付命令の開示企業数が増加している。

平成18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
3件	8件	11件	9件	19件	11件	4件

(2) 2011年9月15日、JICPA会長通牒「**循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について**」を公表した。

⇒ 公認会計士が見抜けなかった責任を問う**訴訟増加**の懸念

- ① **偽装された循環取引の発見の困難性の指摘**
- ② **証券取引等監視委員会の検査のような権限がない指摘**
- ③ **「マニュアル化」と「形式的な対応」に終始している指摘**

(3) 不正が発覚したとき、**監査人は、正当な注意を払い、懐疑心を発揮して監査を実施した説明責任を果たせるかが重要!** 16



# 公認会計士と不正

- ① **職業的懐疑心**は、監査人の監査実施の前提が、「**経営者が誠実である**」、「**誠実・不誠実に対し中立の態度**」、「**推定的疑い (presumptive doubt) の態度(疑ってかかる監査人の姿勢)**」で監査を実施するに変化してきている。
- ② 不公正ファイナンス、経理顧問として不正に関与するケースがみられる。 ⇒ 監査人は 誰のための監査か (**経営者ではなく、投資者のため**) を意識し、不正への関与では、職業的専門家としての自己責任を負う。
- ③ JICPAより「**監査提言集**」として「**監査手続実施に際しての留意点**」が発表されている。 ⇒ 「**監査人の経験不足**」、「**監査基準等の知識不足**」、「**重要事象の注意不足**」、「**監査リスクの重要性の認識不足**」などによる「**不正未発見が多い**」ことが指摘されている。

# 監査提言集

**監査人の交代** ⇒内容の合理性を検討し、職業的懐疑心を発揮すべき。

① **監査人交代に際しての前任監査人の情報** ⇒ 不透明な架空循環取引による架空売上の計上。 **受嘱リスクの評価**。 ⇒ 監査契約の締結に当たっては、前任監査人からの引継事項及び会社の**潜在的リスク**を考慮する。特に、前任監査人の退任理由を慎重に検討し、会社と会社の置かれている環境を理解した上で、**十分なリスク評価**を行うことが大切である。

② **短期間での監査人交代** ⇒ 不自然な後任監査人の就任。 **前任監査人の監査意見表明後、後任監査人が同一会計期間について改めて監査意見を表明**。 **監査受嘱リスクの検討不足**。

(1) 監査受嘱から意見表明までが超短期間かつ引継も十分に行えない状況での交代に関しては、監査日数の十分性も含め、監査受嘱リスクは、通常、大きいものと評価する。

(2) 前任監査人の辞任理由、辞任時期を慎重に検討し、必要かつ十分な監査が実施できる環境が整っているのかについて慎重に検討する。

# 監査人への期待

## ◆ 良質会計士・未熟会計士・悪徳会計士の3分類 ◆

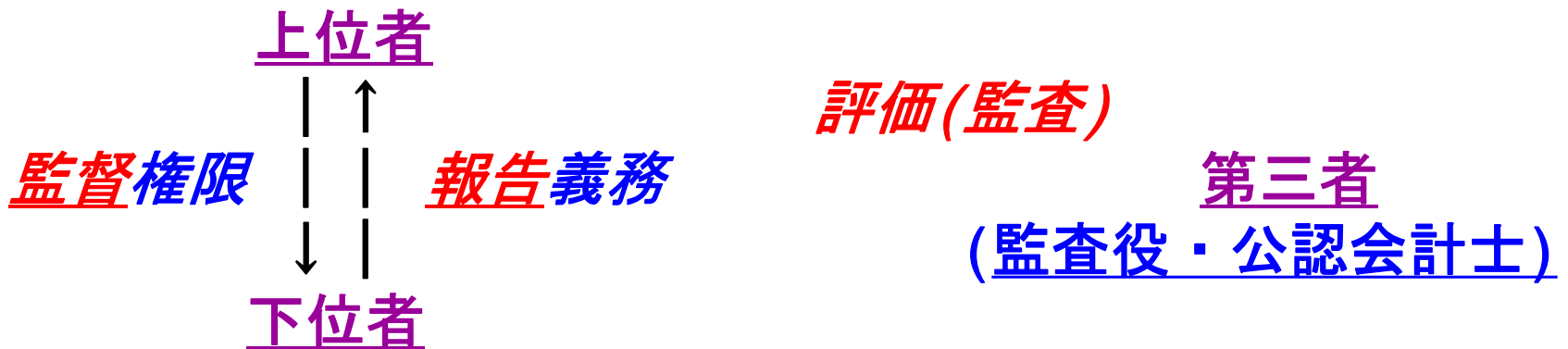
レベル1: 期待される「良質会計士」としての監査人は、職業的専門家として、監査品質を高めるため、重要な監査手続の実施、正当注意義務の水準・職業的懐疑心の保持など、切磋琢磨し、良識・品位・品格を確保する。 ⇒「さすが会計士さん！」として信頼されるプロの評価を獲得する。

レベル2: 品質不良の「未熟会計士」にならないレベルアップ努力・継続的専門研修(CPE)が必要 ⇒ 監査品質の不良・未熟さを自覚し、自助努力が必要 ⇒ 公認会計士の品質不良行動が社会的地位を下げるため、専門領域制度の確立が必要か？

レベル3: 確信犯的な「悪徳会計士」を排除する必要 ⇒ 倫理観を堅持し、誘惑に負けないコンプライアンス遵守が重要 ⇒ 職業的専門家の自覚要請、罰則強化、監査業界からの追放？

# 監査の原点

3人(上位者・下位者・第三者)の存在が前提



- 
- (1) **監督機能**は「ライン機能」のため「**支配命令是正権**」
  - (2) **監査機能**は「スタッフ機能」のため「**助言・勧告権**」  
監査には**司法捜査権**、**監督権**はなく、**指導性**が理念
  - (3) **第三者評価**は「**独立性**・②**専門性**・③**意見表明**」の  
3要件が必要

# 公認会計士の使命について

## 1. 公認会計士法 第1条(公認会計士の使命)

**公認会計士** (Certified Public Accountant : **CPA**) は、

- ① 監査 及び 会計の専門家 として、
  - ② 独立した立場 において、
  - ③ 財務書類 その他の財務に関する 情報の信頼性を確保 することにより、
  - ④ 会社等の 公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて
  - ⑤ 国民経済の健全な発展に寄与 することを使命とする。
- .....

## 2. 「監査は不正との戦いの歴史である。」

- ① 有能な公認会計士は、公益 (public interest) の実現のため、倫理観、高潔性を踏まえた 独立性 を保持する必要。
- ② 公認会計士は「士業」として信頼され、NOと言える「厳正・厳格な監査」を実施する「自律人」へ。
- ③ 「accounting technician」ではなく「accounting profession」の 職業的専門家としての 懐疑心を発揮し、社会の期待に応える。

# 要望！

グローバル社会への進展を意識し、プロとして、監査品質を高めるため、監査対応を見誤ることなく、戦略的・効果的に監査を実施することを強く要望いたします！